

# 会計基準Digest

## 会計基準を巡る動向 2015年3月号

会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS 及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



### 1. 日本基準

#### ■法令等の改正

該当なし

#### ■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ)、日本公認会計士協会(JICPA))

##### 【最終基準】

(1) 改正実務対応報告第31号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表(平成27年3月11日 ASBJ)

本改正では、実務対応報告第31号において別途定めることされていた、契約変更時の借手の会計処理について、明確化が図られた。

本スキームにおけるリース契約の変更時における借手の会計上の取扱いは、以下とされた。

##### ● ファイナンス・リース取引かどうかの再判定

再判定にあたっては、契約変更日に、契約変更後の条件に基づいてリース取引開始日に遡って判定を行う。

##### ● オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引への変更

再判定の結果、オペレーティング・リース取引からファイナンス・リース取引となるリース取引については、契約変更日から通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

##### ● その他のリース取引に係る現行の取扱いへの影響

本改正実務対応報告に定めるリース契約の変更の取扱いは、本スキームに基づくリース取引にのみ適用されるものであり、その他のリース取引に係る現行の取扱いに影響を与えるものではない。

#### 【あづさ監査法人の関連資料】

■ [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2015年3月16日公表)

(2) 改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正(平成27年3月26日 ASBJ)

本改正により、以下の点について修正が行われた。

- のれんの償却に関する取扱い  
平成26年1月にU.S. GAAPが改正され、非公開会社がのれんを償却する会計処理を選択できるようになったことを受け、在外子会社がのれんを償却していない場合に限り、修正を求めるように改正された。
- 少数株主損益の会計処理に関する取扱い  
企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正により、「少数株主損益の会計処理」に関する取扱いについての国際的な会計基準との差異がなくなったことから、当該修正項目を削除した。
- 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理  
在外子会社において、退職給付会計における数理計算上の差異(再測定)をその他の包括利益で認識し、その後費用処理を行っていない場合、連結決算手続上、当該金額を平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理する方法(発生した期に全額を処理する方法を継続して採用することも含む)により、当期の損益とすることを明確化した。
- 在外関連会社の会計処理に関する当面の取扱い  
実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」において、在外関連会社についても、実務対応報告第18号の在外子会社に対する当面の取扱いに準じた処理を認めており、本改正を受けて準用する実務対応報告第24号の取扱いも同様に変更した。



本改正実務対応報告は、公表日以後適用される。

 本改正は、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用される。

ただし、「少数株主損益の会計処理」に関する取扱いを除き、本改正の公表後最初に終了する連結会計年度の期首から適用することができる。また、四半期決算に係る規定がある。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2015年3月30日公表)

#### (3) 改正企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表(平成27年3月26日 ASBJ)

本改正により、現行の企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」の定めのうち、主として複数の事業主により設立された確定給付型企業年金制度(複数事業主制度)の注記内容に関する定めが変更された。

具体的には、以下の場合について、注記内容の変更または追加が行われている。

- 複数事業主制度を採用し、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行っている場合
- 複数事業主制度を採用し、確定給付制度の会計処理及び開示を行っている場合
- 複数事業主制度の採用に関係なく、簡便法による退職給付債務の計算にあたって年金財政計算上の数理債務の額を用いている場合

なお、本改正の内容は、表示方法の変更として取り扱われる。

 本改正は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2015年3月30日公表)

#### (4) 改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等の公表(平成27年3月26日 ASBJ)

これらの改正では、平成26年3月26日付で「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が施行され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等が改正されたことを受けて、単体開示の簡素化に関する開示項目について、一部明確化が図られた。

 これらの改正は、公表日以後、最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2015年3月30日公表)

#### 【公開草案】

該当なし

#### ■INFORMATION

##### (1) 「平成27年度税制改正に伴う税効果会計の適用における法定実効税率の検討」の公表(平成27年3月9日 ASBJ)

ASBJが公表した第307回企業会計基準委員会の議事概要において、平成27年度税制改正に係る改正法が平成27年3月31日までに公布された場合の、税効果会計の適用における法定実効税率について、実務の参考となる算定例が示された。

なお、平成27年度税制改正に係る改正法は、平成27年3月31日に公布されている。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2015年3月13日公表)

##### (2) 「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の公表（平成27年3月10日 金融庁・東京証券取引所）

本原案は、平成26年12月17日に公表されたパブリックコメント案について、寄せられたコメントを受けて第9回「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」において確定されたものである。パブリックコメント案からは、一部、文言の修正等があるのみで、内容自体に変更は加えられていない。

 今後、東京証券取引所においてコード原案をその内容とする「コーポレートガバナンス・コード」を制定し、また関連する制度整備のための改正規則を2015年5月上旬に公表する予定である。これらは同年6月1日より施行されることが見込まれている。

#### 【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2015年3月10日公表)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

## 2. 修正国際基準

#### ■会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

##### 【最終基準】

該当なし

##### 【公開草案】

該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)へ](#)

### 3. IFRS

■会計基準等の公表(国際会計基準審議会(IASB)、IFRS解釈指針委員会)

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

■我が国の任意適用制度に関する諸法令等(金融庁)

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件」の公表(平成27年3月30日 金融庁)

本改正により、IASBが平成26年7月1日から12月31日までに公表したIFRS第9号「金融商品」を含む国際財務報告基準が、新たに

指定国際会計基準に含まれた。

 本改正は、平成27年3月30日付で官報掲載され、同日から適用されている。

IFRSについての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

### 4. 米国基準

■会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU))】

該当なし

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

該当なし

米国基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)へ](#)

### ■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

【最近公開した主な動画解説コンテンツ】

- [オンライン解説 2015年1月 IFRS-IC会議速報](#)
- [オンライン解説 2015年2月 IASB会議速報](#)



 Download on the  
App Store

 ANDROID APP ON  
Google play

### 編集・発行

#### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ([Link](#))
- 日本基準([Link](#))
- 修正国際基準([Link](#))
- IFRS([Link](#))
- 米国基準([Link](#))